

【談話】 教科書に対するいっそうの統制強化に反対し、
憲法・子どもの権利条約にもとづき、すべての子どもの学習権を保障する教科書作成を求めます
～教科用図書検定調査審議会「教科書の改善について（報告）」について～

2017年5月31日
全日本教職員組合
書記長 小畑雅子

文部科学省教科用図書検定調査審議会は、5月23日、昨年9月に文部科学大臣から審議要請された下記の3点について「報告」をまとめ、公表しました。

- (1) 次期学習指導要領の実施に向けた教科用図書検定基準等の改善について
- (2) デジタル教科書の導入の検討に関連した教科用図書検定基準等の改善について
- (3) 検定手続を改善するための教科用図書検定規則等の改善について

文科省は、この「報告」をもとに教科書検定基準を改定し、次期学習指導要領による新教科書の検定が行われる2018年度から適用するとしています。全教は、3月に審議会が「論点整理」をまとめた際、パブリックコメントに応じて問題点を指摘しましたが、今回の「報告」は「論点整理」とほぼ同じ内容であり、教科書に対する統制をいっそう強化し、教科書の国定化をすすめるものとなっています。改めて重大な問題点を指摘します。

1. 「報告」は、次期学習指導要領の実施に向けた教科書検定基準の改善の冒頭に、「資質・能力の育成に向けた『主体的・対話的で深い学び』（アクティブ・ラーニング）の視点に立った改善」を挙げ、教科書においても「適切な配慮」が行われるよう、検定基準を「規定」するとしています。「報告」は「主体的に学習を見直し振り返る場面」や「グループなどで対話する場面」などの指導例を示していますが、こうした「規定」が検定基準に入ることによって、どの教科書にもこうした指導法が記載されることは、各学校、各教室での指導を統制することにつながり、重大な問題です。
2. 「発展的な学習内容」とそれ以外の内容の区別に関する規定を見直し、「形式的な区別に拘泥しすぎることなく、…実質的・客観的に区別できればよい」ことを明確にするとしています。発展内容の記載が増え、子どもたちに対する「選別」や「能力別指導」が強化されることを心配します。
3. 社会科については、2014年の検定基準の改定で、近現代史において「通説的な見解がない数字」についてその旨明示することなど3点が追加されましたが、今回さらに、「個々の記述だけでなく、単元や題材、節、見開きページなど一定のまとまりも含め、…一層多面的・多角的に社会的事象を考察することができるよう適切な配慮を求めるとしています。今年の小学校道徳教科書の検定において、巻全体に「～の内容が足りない」との意見がついて「パン屋」が「和菓子屋」に修正されたことが話題になりましたが、この改定によって編集者や執筆者の中にいっそうの「忖度」や「自粛」が広がり、記述内容が統制されてしまうことになりかねません。
4. プログラミング教育の内容が「教科書で取り上げられるよう」規定するとしています。十分な研究や条件整備が整わないまま、学校現場に強制することは問題です。
5. デジタル教科書にかかわって、外国語教科書のURL・QRコードの積極的な記載を求め、その検定については「音声概ね教科書の内容に沿っているのみ」を審査するとしています。デジタル教科書の普及にあたっては、タブレット端末の費用負担や個人情報の流出など、多くの問題が指摘されています。検定基準の改定によって導入の加速化を図ることは反対です。
6. 教科書の著作・編集者等以外に検定中の教科書を閲覧させるなどの「不正な行為」があった場合、「申請図書の内容の審査に入ることなく不合格とする」ことがあるとしています。不正があってはなりません。本来は、内容が公開され、国民的な議論をふまえることこそが、よりよい教科書づくりにつながります。「法令違反」の拡大解釈や不当な抑圧が行われて編集者や出版社が委縮させられたり、教科書検定や採択がいっそう密室化されることには反対します。

全教は、上記のように重大な問題を含む今回の「報告」と教科書検定基準の改定に反対し、憲法・子どもの権利条約にもとづき、すべての子どもの学習権を保障する教科書の作成を求めます。